

【令和6年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和6年3月18日 総務委員長 木庭 理香子

- 「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 特定個人番号利用事務について

特定個人番号利用事務とは、番号法別表第1の事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。

* 番号法改正の影響について

番号法の改正により、他の機関に対し特定個人情報の提供が可能な事務、提供が可能な特定個人情報等が定められている別表第2が削除され、主務省令で定めることとされた。特定個人情報利用事務及び利用特定個人情報の範囲を変更する場合は、主務省令を改正することにより、より迅速な情報連携が可能となる。

* 他の機関への情報提供に係る具体的な事例について

生活保護に係る事務の場合、福祉事務所を所管する市区町村等が当該事務を行うに当たり、各市区町村から、生活保護受給者の地方税に関する情報の提供を受けるという事例が考えられる。

* 今後のスケジュールについて

改正主務省令の施行日は公表されていないが、デジタル庁からは令和6年5月末頃を予定していると聞いている。今後、送付される正式な通知を受けて、適切に対応していく。

《意見》

* 現行のマイナンバー利用は、社会保障制度、税制及び災害対策の3分野に限定され、利用する事務や情報は法律により規定されていることから、これらを変更するには法改正が必要となる。改正番号法は、マイナンバー利用の推進を目的として、主務省令の改正のみで全ての行政分野におけるマイナンバー利用を可能とするものであり、マイナンバー制度におけるプライバシー侵害の危険性を高めると考えるため、改正番号法に基づく本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 学校職員の増員理由について

小学校5年生までの35人以下学級への対応、教科担任制への対応及び特別支援学級の増加により、学校職員を198人増員するものである。

* 児童生徒数に応じた教職員定数の調整について

児童生徒数の確定前に教職員定数を確定させる必要があるため、児童生徒数を踏まえた教職員定数の調整は困難であるが、中学校においては、1クラス当たりの児童生徒数を39人程度に調整することで、学級編制標準の枠組みの中で、児童生徒数の増減に柔軟に対応できるよう対策を講じている。

《意見》

* 増員される学校職員を各学校に適正に配置してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第25号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第26号 労働会館改修工事請負契約の締結について」

○ 「議案第27号 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について」

○ 「議案第28号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について」

《一括審査の理由》

いずれも労働会館改修工事に係る請負契約の締結に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 工事単価の算出時期及び物価高騰への対応について

工事単価は令和5年7月時点で算出を行っている。契約締結後、物価高騰により資材費等が値上がりした場合は、工事請負契約約款に基づき、特例措置やインフレスライド条項の適用を踏まえて、工事請負業者と協議を行い、適切に対応していく。

* 契約金額及び概算工事費の差額について

労働会館については、本議案による工事契約のほか、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事及び昇降機設備工事の3件の契約を予定している。令和5年8月の委員会報告において示した概算工事費は、これらを合算した総工事費であるため、契約金額及び概算工事費に差が生じている。

* 作業報酬下限額に係る受注者の説明責任について

川崎市公契約条例により、受注者は労働者に対して、条例の適用対象であること及び作業報酬下限額を周知することとなっているため、本件工事においては、周知事項を事業場の見やすい場所に掲示すること、又は周知事項を記載した書面を作業従事者に交付することを予定している。

* 川崎市教育文化会館の閉鎖時期について

労働会館改修工事は令和7年12月に完了し、令和8年2月の供用開始を予定している。供用開始以降は、新施設の利用を促すと同時に、川崎市教育文化会館を閉鎖した上で、解体手続を進めていく。

* 供用開始の延期等に係る市民への周知方法及び今後の対応について

令和5年8月の委員会報告後、供用開始の延期や今後のスケジュールについて、川崎区町内会連合会、川崎市身体障害者協会及び他の利用団体へ説明を行った。その際に、供用開始の延期を残念に思うという意見、新施設の使いやすさを期待したいという意見、利用料金が引き上げられることを懸念する意見などが寄せられた。利用者のみならず地域住民への周知は重要であると認識しているため、今後、紙媒体やホームページ等での周知の取組を積極的に実施していく。

* 新施設設置条例の議案提出時期について

新施設に係る設置条例については、令和6年6月定例会に議案を提出する見通しであり、また、議案提出前に委員会へ報告することを考えている。

* 改修工事等に係る全国都市緑化かわさきフェアへの影響について

来場者の安全性を確保するための仮囲いの設置に際し、景観を損なうことなく周囲と調和させる方法を検討するなど、全国都市緑化かわさきフェアへの影響が最小限となるような取組を進めていきたいと考えている。

* 全国都市緑化かわさきフェアへの対応に係る契約書上の記載について

契約書上、全国都市緑化かわさきフェアへの対応に係る記載はないが、今後、事業者と協議を行い、具体的な方策について検討を行っていく。

《意見》

- * 供用開始の延期に加えて、管理運営計画の具体化、川崎市労働資料室における蔵書の取扱い及び市立図書館との連携など、議論すべき様々な課題があるため、委員会報告に向けて迅速に対応してほしい。
- * 労働者に対して、作業報酬下限額を下回らない適正な報酬が支払われるよう、市として対応してほしい。

《議案第26号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第27号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第28号の審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第29号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○ 「議案第58号 令和5年度川崎市一般会計補正予算」

○ 「議案第89号 令和5年度川崎市一般会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも障害者相談支援事業等受託事業者における消費税の追加納付に係る内容が含まれているため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* こども誰でも通園制度事業における利用時間の制限について

こども誰でも通園制度の試行実施として、利用時間の上限を子ども1人当たり月10時間とする枠組みが国から示されており、本市としては、当該枠組みに沿って事業を実施することとなるが、試行実施の結果を踏まえて、利用時間の上限についての検証を行っていく。

* 要配慮者に係る対応について

利用者に係る制限がなく、利用者の状況も様々であり、感染症対策を含めた確認事項を事前に把握する必要があるため、事前面談を実施すること等の対策を検討していると所管局から聞いている。

* 実施スケジュールについて

令和5年度中に市内事業者の公募を行い、令和6年度以降、かわさき子育てアプリ等を活用して、利用者である保護者に対し、速やかに周知を行う。

* 宮前平中学校校舎等増築事業における入札不調の要因について

物価高騰による資材費等の値上がり幅が増築工事の設計段階における想定を上回ったことが入札不調の要因であると認識している。今後、設計段階における対策等を検討し、生徒や保護者へ影響が及ばないように適切に対応していく。

* 増築工事の遅延による影響について

本工事は主に特別支援教室用の校舎を増築するものであるため、遅延による通常教室への直接的な影響は少ないものと認識しているが、年度途中の引越しや、工事車両の出入りが発生するため、十分な安全対策を講じた上で迅速に対応していく。

* 増築工事に伴う敷地規模の見直しについて

学校周囲の土地は既に利用されているため、敷地規模を拡大することは困難であるが、増築工事に当たっては、学校教育の水準を下げることのないよう取組が進められるものと認識している。

* 消費税等補助事業費に係る予算計上漏れの再発防止策について

消費税等補助事業費に係る予算計上を一部遺漏したことについて、申し訳なく思っている。再発防止に向けて、健康福祉局との連携を強化し、本件事例を適切に共有した上で、次年度に引き継いでいく。

* 港湾工事負担金の概要について

国の補正予算により、国直轄事業が前倒しされたため、工事負担金を増額するものであり、本市は総工事費の3分の1を負担するものである。

《意見》

* 宮前平中学校校舎等増築事業を進めるに当たっては、敷地規模の拡大に向けた取組を検討するなど、学校現場の実情を把握した上で、柔軟に対応してほしい。

* 消費税等補助事業費に係る予算計上漏れについて、今後、類似の案件が生じない

よう、再発防止策等を適切に引き継いでほしい。

* 港湾工事は不要不急の事業であり、事業の要否について再度検証を行う必要があると考えるが、その他の補正予算の必要性は理解するため、議案第58号及び第89号には賛成する。

《議案第58号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第89号の審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第59号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決